

食安輸発0617第3号
平成23年 6 月17日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公 印 省 略)

韓国産二枚貝の取扱いについて

標記については、平成22年5月24日付け食安輸発0524第4号にて、韓国産二枚貝に係る原産地証明書の発給が中断された海域を通知したところです。

今般、韓国政府より、モニタリング検査の結果、上記のすべての海域で二枚貝の麻痺性貝毒が基準を下回ったことが確認されたことから、同海域で生産される二枚貝の証明書発給を再開したとの連絡がありました。ついては、韓国産二枚貝について、優先的に貝毒に係るモニタリング検査を実施するようお願いします。

なお、平成22年5月24日付け食安輸発0524第4号は廃止します。